

あじさい

那賀町立 相生中学校

「あじさい」の取扱いについて

1. この「あじさい」は、相中生のマナーを記したものです。
2. よりよい相生中学校にするために、本来のよき伝統、校風づくりを目指すためのものであるので、大切に取り扱い、十分に活用してください。

相中生として心がけ

常に相生中学校の生徒である自覚と誇りを持って行動しよう。

1 学校生活の基本

- (1) 欠席、遅刻の場合はできる限り前もって、学級担任に伝えよう。
- (2) 登下校の際は服装を整え、交通ルールを守り、相中生としての誇りをもとう。
- (3) その日の学習用具、宿題を確認して、登校しよう。
- (4) 生活の向上をめざし、スクールマナーを確立しよう。

2 学校生活

- (1) 1日の学校生活を充実させ、自主的な態度を身につけよう。
- (2) 登校後から放課後までは、許可なく外出しないようにしよう。
- (3) 学校の施設・用具（図書を含む）、その他の教材・教具は許可を得て大切に使用し、後始末をきちんとしよう。また破損したときは、すみやかに届け出るようにしよう。
- (4) 所持品には氏名を明記し、学習に不必要なものは、持ってこないようにしよう。
- (5) お金は原則として持ってこない。また、お金の貸し借りはお互いに絶対にしない。
- (6) 物をなくした場合は、すぐに先生に届けるようにしよう。
- (7) 身体の調子がよくない場合は、担任、学年の先生または保健の先生に知らせよう。
- (8) 長期休業中の部活動練習について、キャプテンは日直の先生に始めと終わりの報告をし、部の活動状況を明確にしよう。
- (9) 更衣室、部室や教室のロッカー・机・いすの整理・整頓をきちんとしよう。

3 校外生活

- (1) 行き先・同行者・用件・帰宅時間を必ず家の人に報告し、許可を得て外出しよう。
- (2) 公共施設（こども園・小学校、町の施設等）の使用については、許可を得て使用し、後始末、報告を必ずしよう。
- (3) 交通ルールをよく守り、特にバス、列車の乗降時、車中での態度、マナーに気をつけよう。
- (4) 友人宅を訪問するときは、迷惑をかけないように、礼儀正しくしよう。
- (5) 外出したときは、他に迷惑をかけないように、言葉づかいや行動・態度に気をつけよう。
- (6) ゲームセンター・カラオケボックス・映画館・ボウリング場の出入りは、保護者同伴以外は、行かないようにしよう。
- (7) 那賀川本流での水泳は禁止する。
- (8) 未成年者である中学生の飲酒・喫煙はもちろんのこと、万引等法律や条例で禁止されている不正な行為をしない。

4 その他

- (1) 生活や学習の全体計画や1日の計画を作成し、毎日の予習・復習を習慣づけよう。
- (2) 朝夕のあいさつや、その場、その時に応じたふるまいができるように心がけよう。
- (3) 家事・手伝いは積極的にしよう。

- (4) アルバイトについては、原則として禁止する。ただし理由のある場合は、学校へ届け出をして、学校長の許可を受ける。
- (5) インターネットやスマートフォンについては、正しい使い方をしよう。個人情報の勝手な流出は、法律に触れる行為です。絶対にしてはいけません。また、スマートフォンを絶対に学校に持ってこない。

交通についての心がけ

1 全体的に心がけること

- (1) 交通ルール、交通マナーを守ろう。
- (2) 交通事故0（ゼロ）をめざす。
- (3) オートバイ、自動車等の無免許運転は絶対しない。
- (4) 万一、交通事故が発生した時は、直ちに学校（または警察、家庭）へ連絡し、相手の車のナンバー・特徴を覚えておこう。
- (5) 道路上では、球技の練習やスケートボードや、またこれとよく似た行為をしたり、交通の妨害となったりするようなことはしない。
- (6) 長期間、通学方法に変更のある者は、事前に学級担任に届け出をしよう。
- (7) 登下校は決められた通学路を通る。
- (8) 知らない人に誘われても、絶対についていたり、車に乗ったりしない。
- (9) 交通指導の人の指示に従おう。
- (10) 冬期に路面が凍結している場合は、早めに家を出て、余裕をもって登校することを心がける。
- (11) 日没後は、蛍光タスキを必ずつける。（生徒全員）

2 徒歩通学生

- (1) 徒歩通学生は道路の右側端によって、できる限り2人以上で一列通行をしよう。
- (2) 横断歩道のある場所付近においては、横断歩道を渡る。
- (3) 横断の際は左右をよく確認して、手を挙げて横断する。（押しボタン式信号は、ボタンを使用する）
- (4) 車が停止している前後では横断しない。また、斜め横断も絶対しない。
- (5) 道路に飛び出したり、路上での立ち話等をしたりしない。（交通の妨げになる。）

3 スクールバス通学生（谷内、大久保、舞ヶ谷より遠い生徒をスクールバス通学生とする。）

- (1) バスには順序よく乗降し、飛び乗り、飛び降りはいしない。
- (2) バスの窓から手や顔を出したり、また車内外に物を捨てたり、投げたりしない。
- (3) 車内では騒ぐことなく、お互い譲り合って公衆道徳を守ろう。
- (4) 運転手さんに対しては感謝の気持ちを持ち、乗降の際は「お願いします」「お世話になりました」のあいさつができるようにしよう。

4 自転車通学生

- (1) 自転車通学生は、道路の左側端によって、できる限り2人以上で一列通行をする。
- (2) 自転車通学生は、必ずヘルメットを着用し、あごひもをしっかりと締めよう。
- (3) 横断の際は、一時停止し自転車から降りて、左右確認し、自転車を押して横断する。（方法は、徒歩通学生に準じる。）
- (4) 話をしたり、ジグザグ走行、手放し運転、脇見運転は絶対にしない。
- (5) 2人乗り、並進、日没後の無灯は絶対にしない。また、常に自転車の整備点検をする。
- (6) 保体・安全委員会では定期的に点検を実施する。点検日については、保体・安全委員会が企画する。
- (7) 運動場や犬走りへの乗り入れを禁止する。
- (8) 雨天の時は、必ずカッパを着用する。傘さし運転は、絶対にしてはいけない。
- (9) 自転車を学校に置いて帰る場合は、必ずカギをかけ、ヘルメットは教室等に置く。
- (10) 登校後は各個人所定の位置に整頓しておく。荷台のひもは、しっかりと結びつけておく。
- (11) 通学用自転車の規定

- ① 変速自転車の使用を認める。
- ② 両立スタンド・荷物台・前かごを標準装備とする。
- ③ ドロップハンドル、アップハンドルは禁止とする。
- ④ ミニサイクル、ロードバイク等は禁止とする。
- ⑤ 相中の氏名ステッカーを貼る。



服装についての心がけ

1 全体心得

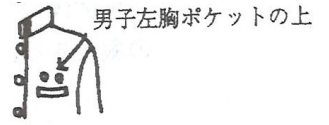
- (1) 服装は、常に清潔を保ち、華美にならないようにしよう。
- (2) 登下校には制服を着用し、故意に変形させたりしないようにする。

2 制服

- (1) 冬期（4月1日～5月31日および10月1日～3月31日とし、前後1週間程度を移行期間とする。）

○ 男子

黒詰め襟学生服（標準型）。カラー又はソフトインカラーをつける。
更衣移行期の服装については、男子は、冬の制服の下は、夏の制服を着用してもよい。
ズボンはストレートとする（標準型）。ワンタックまで可。
ホック・ボタンを正しくする。
ベルトは黒。（ノーベルトは不可）
氏名マーク…刺繍で左胸ポケットの上につける。
刺繍の色は金茶色とする。（字の大きさは、ネーム規格）



○ 女子

濃紺または黒のイートン型服、白カッターシャツでスカートを着用（標準型）。
女子のカッターシャツの下は、白とする。
スカートの丈は、ひざが隠れる程度とする。（ウエストは原則折り込まない。）
ネクタイ…エンジ色のひもネクタイ。
氏名マーク…刺繍で左胸ポケットの上につける。
刺繍の色は金茶色とする。（字の大きさは、ネーム規格）



(注意)

制服、体操服の下は、ハイネック・タートルネックは禁止。白長Tシャツ、ワンポイントは可。

- (2) 夏期（6月1日～9月30日とし、前後1週間程度を移行期間とする。）

上は半袖の白開襟シャツ・Yシャツまたはブラウス。

氏名マーク…刺繍で左胸につける。

白開襟、カッターシャツ、ブラウス…紺色の刺繍



- (3) 靴下（ソックス）

- ・白・黒・紺・グレーを原則とする。
- ・女子のストッキング・タイツは、黒色またはベージュとする。
- ・くるぶしソックスは禁止。（ただし、部活については、各部の規定による）
- ・ワンポイントは可であるが、ラインについては禁止する。

- (4) 登下校の服装

- ① 制服を原則とする。
- ② 部活後の下校や休業中における登下校の服装は、制服又は体操服、部活動指定の服とする。
- ③ 冬期の防寒着については、次の規定による。
 - 期間については、最低気温が10℃前後になった時期。（11月を目安にする）
 - 防寒着・防寒具について
 - ・原則として部活で使用している防寒着を着用する。
 - ・ネックウォーマー・手袋は可。華美にならないようにする。
 - ・マフラー、耳当て、レッグウォーマーは禁止する。

(注意)

防寒着・手袋着用は、原則として登下校時のみとする。ただし、体調不良の場合は、担任の許可を得て、校舎内での防寒着の着用を認める。

- セーター、ベストは華美でないものとし、制服の上着から絶対に出さない。
- ④ 部活動が目的の場合は、体操服で登下校をしてもよい。

(5) く つ

上靴…教室ではスリッパ、体育館では体育館シューズ。共に学校指定のもの。

下靴…生徒会の自主規制を守ってください。

・色は硬色(黒・茶・紺・オリーブ)、柔らかい色(白・白っぽい色)を基調とする。

・運動に適したシューズ(マジックテープの靴も可)

部活動…各部の規定による。

(注意) …スリッパ、体育館シューズは、かかとに記名する。

3 頭 髪

生徒会の自主規制を守ってください。

(1) 相生中学校の生徒らしい、さわやかな髪型とし、授業の妨げとにならないようにする。

(2) 脱色、染色、パーマ等はしない。

(3) 肩にかかる髪は、ゴム・ピンでまとめよう。ゴム・ピンの色は、黒・紺・茶とする。

(4) カチューシャ、バレッタ、リボン等は禁止する。

(5) 整髪料は使わない。

4 通学用カバン

(1) 白の肩掛けカバンとする。

(2) セカンドバッグは華美でないもの。

5 その他

(1) 冬期、座布団やブランケットの使用は可とする。(華美にならないようにする。)